

神奈川労連

気候危機を打開するために労働組合は何をとりくむか

全労連常任幹事 竹下 武

1. 気候危機に立ち向かう労働組合の3つのレシピ(処方箋)

(1) 環境破壊を食い止める直接的な行動をつくる。

原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を求める声をあげる。

最悪の環境破壊は戦争。「ロシアはウクライナから撤退せよ」「戦争反対」の声を広げる。

(2) 大企業や財界の暴走を規制する。

利益最優先の人権もいのちも壊す働かせ方・働き方を是正する。

そのために労働者が労働組合に団結し、使用者との交渉する権利を確立する。

賃金引上げ、長時間労働是正、非正規格差の是正、ジェンダー平等推進など

(3) 労働組合の交渉力を強め、企業に社会的責任を果たさせる。

労働者と家族、取引先、地域(環境)、

(4) 原発ゼロと気候危機を打開する政策を実現できる政治へ転換する。

① 第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定/国会審議なし)

・昨年10月に表明された「2050年カーボンニュートラル」や今年4月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと

・気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと

計画がめざす発電割合

原子力 20-22%/石炭火力 19%

水素・アンモニア 1%(火力混焼)/石油火力 2%

天然ガス火力 20%(火力あわせて 42%)

再エネ 36-38

◎野党共同提案の原発ゼロ基本法案の審議入りを自公政権はせず。

◎2022年度予算案 エネルギー分野別

原子力 21年度4111億円(33.7%)⇒4269億円(36.3%)

再生可能エネルギー 21年度924億円(7.6%)⇒1284億円(10.9%)

②「地球環境を守るエネルギー転換と地域分散型経済システムへの移行」の実現を求める。

21年衆議院選挙における野党共通政策の提言(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)

・再生可能エネルギーの拡充により、石炭火力から脱却し、原発のない脱炭素社会を追求する。

・エネルギー転換を軸としたイノベーションと地域における新たな産業を育成する。

・自然災害から命と暮らしを守る政治の実現。

・農林水産業への支援を強め、食料安全保障を確保する。

2. 職場、地域でのとりくみを考える

(1) 職場で

① 企業・事業所の気候非常事態宣言をあげる。

2030年までに気温上昇を1.5℃未満、2050年までに2℃未満におさえるため、2050年までにCO2排出ゼロをめざす。

◎宣言の例

- ・地球温暖化問題は気候変動の域を超えて危機的状況にあると認識する。
- ・2050年までに脱炭素社会の実現をめざす。
- ・政府、自治体、業界団体、地域に広く連携を呼びかける。
- ・脱炭素社会を実現するため、〇〇社の責任を果たし、その実現のための活動をすすめる。

② 再エネ100%宣言を行う。

222の企業、自治体、学校機関・医療機関が宣言 (RE Action)

③ 再エネ100%と脱炭素経営を実現する事業方針と計画づくり、産業政策の確立を求める。

顧客、取引先、従業員、地域に対してどのように責任を果たすか。

提供する商品の製造過程、サービス提供、事業活動、事業所の設備、エネルギーの調達など

◎RE100

企業の使用するエネルギーを100%再生可能エネルギーでまかなうことをめざす国際プロジェクト
参加世界342社 うち日本62社 (21年11月現在)

自動車、重電、機械、通信などの大企業は参加せず

世界の企業の100%達成目標の平均2028年、日本の参加企業2040年～50年

(2) 地域で

① 自治体に対して

- 1) 自治体の気候非常事態宣言やCO2排出実質ゼロ実現の表明を求める。
- 2) 地球温暖化対策条例の制定を求める。

脱炭素地域づくりをすすめる「枠組み」を条例で定める。地域の将来像、なにをだれが、どうすすめるのか。宣言実現を確実に進めるか、地域活性化(元気になるか)につながるか、地域住民主体か

② エネルギー転換・再エネ普及の事業計画を市民参加でつくる。

地域で再エネ事業にとりくむ中小企業、生協、農協などの地域・市民電力との共同

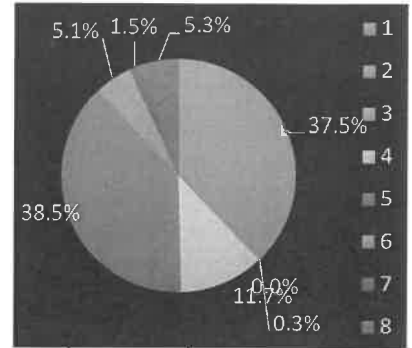
(3) 政府に対して

- ① エネルギー基本計画の見直し(原発ゼロ、脱炭素)、温室効果ガスの削減目標の引上げ
- ② エネルギー転換を軸としたイノベーションと地域における新たな産業の育成政策の確立
- ③ 「公正な移転」を実現するため、当該企業と関連企業、労働者、自治体・地域との対話を進め、労働者の生活保障、職業訓練、地域への支援策など構想を立て、必要な予算を確保し、移転政策を確立する。

3. アースデーにむけて

神奈川県

2019年度 **25PJ** 対前年度比 101.0%



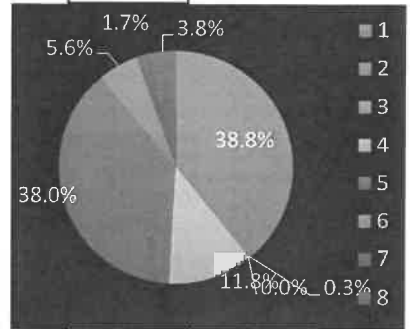
再生可能エネルギー供給状況

2020年3月末の設備状況をもとに2019年度について推計しました。

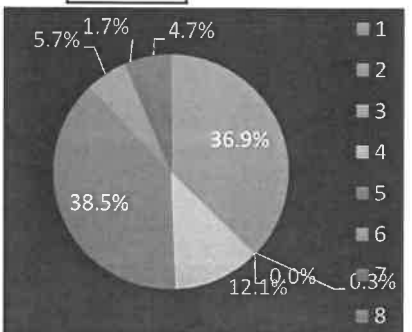
主たる再エネ種 供給比率20%以上:◎ 同10%以上○

エネルギー種	年間供給量	供給量ランク	再エネ自給率ランク	供給密度ランク	供給比率
◎ 1 太陽光発電	10PJ	27	46	11	37.5%
2 風力発電	0PJ	34	35	32	0.3%
3 地熱発電	0PJ	14	14	14	0.0%
○ 4 小水力発電	3PJ	18	36	2	11.7%
◎ 5 バイオマス発電	10PJ	2	15	3	38.5%
6 太陽熱利用	1PJ	7	34	2	5.1%
7 地熱利用	0PJ	18	31	5	1.5%
8 バイオマス熱利用	1PJ	16	43	3	5.3%
合計(供給量)	25PJ	24			
再生可能エネルギー自給率			5.52%	再エネ自給率ランク 45	
食料自給率			2.0%	食料自給率ランク 45	
供給密度(TJ/km ²)			10.516	供給密度ランク 2	
民生+農林水産業用エネルギー需要(再エネ熱含む)				461PJ	
区域面積				2,416km ²	

2018年度 **25PJ** 対前年度比 103.1%



2017年度 **24PJ**



※ 円グラフの数字は、12時の位置から時計回りにエネルギー種の番号に対応します。

再生可能エネルギー自給率・供給密度・食料自給率市区町村別top10

再生可能エネルギー自給率			再生可能エネルギー供給密度			食料自給率		
順位	市区町村	自給率	順位	市区町村	供給密度	順位	市区町村	自給率
☆1	足柄上郡山北町	262.6%	1	足柄上郡山北町	183.5	1	三浦市	72.2%
2	足柄下郡箱根町	49.0%	2	足柄下郡箱根町	89.2	2	愛甲郡清川村	22.6%
3	南足柄市	26.4%	3	足柄上郡中井町	20.8	3	足柄上郡中井町	19.5%
4	足柄上郡中井町	26.3%	4	足柄上郡大井町	11.6	4	足柄下郡真鶴町	13.0%
5	足柄上郡大井町	22.0%	5	南足柄市	10.8	5	足柄上郡大井町	13.0%
6	足柄下郡湯河原町	10.4%	6	足柄下郡湯河原町	6.5	6	足柄上郡開成町	11.5%
7	平塚市	9.4%	7	愛甲郡愛川町	5.4	7	伊勢原市	9.9%
8	川崎市	8.9%	8	平塚市	4.8	8	平塚市	7.5%
9	愛甲郡愛川町	8.6%	9	川崎市	4.3	9	南足柄市	7.3%
10	秦野市	8.6%	10	秦野市	3.9	10	足柄上郡山北町	6.9%

※ 再生可能エネルギー自給率とは、域内の再生可能エネルギー供給量の年間推計値を、域内の民生+農林水産業用エネルギー需要で割った値です。

※ 再生可能エネルギー供給密度とは、域内の再生可能エネルギー供給量の年間推計値を、域内の面積で割った値です。

※ 食料自給率は、農林水産省が公表している地域食料自給率ソフトを用いてカロリーベースで計算しています。

※ 自給率が100%を超えている場合には順位に☆がつきます。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2022年1月31日時点

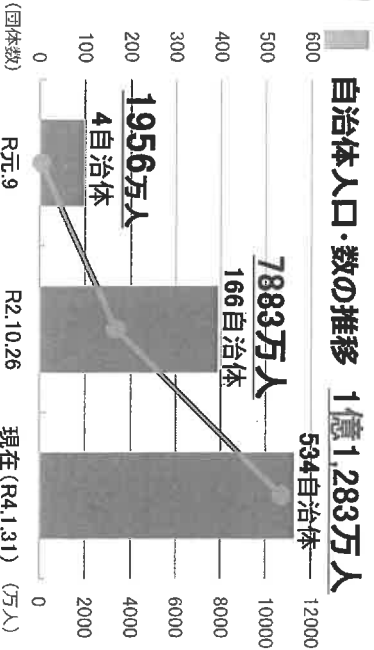


■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする534自治体（40都道府県、319市、15特別区、134町、26村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,283万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除いて計算しています。

表明都道府県（1億722万人）

■ 都道府県表明済



都道府県	市区町村
北海道	古平町
岩手県	久盛市
宮城県	古川町
福島県	大熊町
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	高崎市
埼玉県	熊谷市
千葉県	船橋市
東京都	多摩区
神奈川県	横浜市中区
新潟県	新潟市
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	福井市
山梨県	山梨市
長野県	長野市
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市
岐阜県	岐阜市
三重県	津市
滋賀県	彦根市
京都府	京都市
大阪府	大阪市
兵庫県	神戸市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	佐賀市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

鳥取県気候非常事態宣言

地球温暖化による異常気象は、わが国はもとより世界を一変させ、鳥取県もその気候変動により非常事態に至っている。

例えば、鳥取県でも、令和2年12月には、強い冬の気圧配置において日本海寒帯気団収束帯が発生し、山地を中心に湿った重たい雪が降り続いたため、多くの倒木が発生し交通にも支障を生じた。また、令和3年7月には、鳥根県沖から雨雲が急速に発達し同じ場所ですぐ積乱雲が生じる、ビックビルディング現象が起こり、各地で過去最大雨量をもたらし、小河川からの越水などの被害を生じた。こうした頻発する異常気象の要因は、地球温暖化に伴い日本海全体の海水温が上昇し、かつてないような水蒸気を蓄えた雨雲・雪雲が発達したことにあると考えられる。これらにとどまらず、人間の活動が引き起こした気候変動の影響によって、鳥取県で土砂崩れ、大規模浸水、ため池決壊、農作物被害をはじめ、経済・社会活動やインフラに甚大な被害と大きな損失をもたらすに至っており、根本原因である深刻な気候変動に歯止めをかけることが急務だ。

このため、環境推進活動を展開し、再生可能エネルギーの活用、環境に優しく賢く住まうライフスタイルなどを精力的に推進し、2050年カーボンニュートラル実現を目指すべく、県民、事業者、行政など鳥取県の総力を挙げて行動を起こさなければならない。

よって、鳥取県は、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局へ向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにし、ここに「気候非常事態」を宣言する。

令和4年1月13日

鳥取県知事 平井伸治

【プレスリリース】

日本の大口排出源の温室効果ガス排出の実態
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による 2017 年度データ分析
～約 130 事業所で日本の温室効果ガスの半分排出、対策の抜本強化なしに 2030 年 46%削減不可能～

2021 年 5 月 14 日

NPO 法人 気候ネットワーク

代表 浅岡 美恵

2021 年 3 月 16 日、政府は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、2017 年度の大口径排出事業者の温室効果ガス排出量を公表した。

気候ネットワークで分析したところ、2017 年度の日本の温室効果ガス排出量の 50%を、130 の発電所と工場で排出していることが判明した。130 事業所の全てが電気業（発電所）、鉄鋼業、セメント製造業、化学工業、石油精製業、紙製造業の 6 業種である。また、78 発電所の排出量が日本の排出の約 3 分の 1 を占め、その半分（日本全体の 18%）が 36 の石炭火力発電所から排出された。

これら大口の対策は産業界の自主行動計画に任せられ、他の自主行動計画部分とあわせ、計画が達成されても 2030 年 46%削減に必要な温室効果ガス排出総量を上回り、この抜本強化をしないと、たとえ中小企業や家庭が排出ゼロになっても 2030 年目標が達成できないことが明らかになった。

<概要>

日本の温室効果ガス排出量の半分はわずか約 130 事業所から

工場・オフィスなどのエネルギー起源 CO₂のうち直接排出分と他の温室効果ガス排出量を合わせ、排出量算定・報告・公表制度の対象となる約 15000 事業所、約 500 運輸事業者の全体の温室効果ガス排出量を求めた。2017 年度は 130 事業所で日本全体の温室効果ガス排出量の半分、378 事業所と 18 運輸事業者で排出の 60%を占めた。

排出は特定 6 業種に集中

日本の温室効果ガス排出の半分以上を占める事業所は、今年度も電力（発電所）、鉄鋼業、化学工業、窯業土石、製油、製紙の 6 業種だけで占められた。2017 年度は、全国 78 の火力発電所で 32%、高炉製鉄所 16 事業所で 12%（製鋼王延業 1 事業所を含む）、化学・窯業土石・製油・製紙の 36 事業所で合わせて 6%を占めた。

火力発電所からの温室効果ガス排出量は全体の約 3 分の 1

火力発電所は日本の温室効果ガス排出量の約 3 分の 1 を占める。石炭火力の排出が火力発電の半分以上を占める。石炭火力は発電全体の 32.8%、火力の 40%、天然ガス火力は発電全体の 39.7%、火力の 49%を占め、排出割合で比較すると石炭火力の全体の排出量が大きく、石炭火力を減らすことが温暖化対策の重点と言える。

レポートでは、大排出 30 事業所ワースト 30 や、日本経団連低炭素社会実行計画任せでは 2030 年 46%削減は不可能であることを報告するとともに、今後の気候変動政策の在り方を改めて提言した。

お問い合わせ：特定非営利活動法人 気候ネットワーク (<https://www.kikonet.org>)

【東京事務所】〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL: 03-3263-9210、FAX: 03-3263-9463、E-mail: tokyo@kikonet.org

【京都事務所】〒604-8124 京都府京都市中京区帯屋町 574 番地高倉ビル 305